

(設置)

第1条 鯖江市財務規則(昭和55年鯖江市規則第1号。以下「財務規則」という。)の規定に基づき、本組合が発注する建設工事および関連する調査・測量設計ならびに機械類の製造(以下「建設工事等」という。)の入札に参加する請負業者の指名について、公正にかつ優良な業者を選考し、契約の適正な履行を図るため、鯖江・丹生消防組合建設工事等請負業者指名委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 1件につき設計金額が500万円を超えるものの建設工事等の請負契約を指名競争入札に付そうとする場合の競争入札参加者の指名および随意契約によろうとする場合の見積依頼の相手方を選考すること。
- (2) 前号に規定する以外の建設工事等における指名基準(財務規則第114条に規定する指名基準をいう。以下同じ。)の適用状況について調査および審議すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、管理者が指名するものをもつて充てる。

2 委員会の委員長は、委員の互選により定める。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、随時開くことができるものとする。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め所要の事項について報告を求めることができる。

(指名基準の運用に関する指示)

第5条 委員長は、委員会の調査および審議の結果必要があると認めるときは、工事担当課長に対し指名基準の運用について必要な指示を行うものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、消防本部総務課において処理するものとする。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。